

三次市教育委員会議案第69号

三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第4号）第3条の規定により，別紙の者を三次市民ホール事業運営委員会委員に委嘱することについて，議決を求める。

平成27年3月26日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基